

## 工事等の入札回数及び入札不調に係る随意契約の取扱いについて

平成 11 年 3 月 25 日 助役決裁

平成 26 年 2 月 14 日 一部改正

### 第 1 再度入札の回数について

工事等（札幌市工事施行規程（平成 4 年訓令第 4 号）第 2 条第 4 号に定める工事等をいう。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）において、開札をして落札者がいないときに引き続いて執行する入札（以下「再度入札」という。）の回数は、原則として 2 回を限度とする。

### 第 2 入札不調に係る随意契約について

#### 1 随意契約の執行の決定

2 回目の再度入札において落札者がいないときは、指名替え等をして改めて入札を行うことを原則とする。ただし、当該入札における最低入札金額（最低制限価格を設けたときは、最低制限価格未満の入札金額を除く。）と予定価格の開差が概ね 10%以内であり、工期等の事情により特に必要と認められるときは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により、随意契約によることができるものとする。この場合、予定価格は入札における予定価格と同一とし、予定価格調書の作成を省略することができるものとする。

#### 2 見積書を徴する者の決定

上記 1 により随意契約を行うため見積書を徴するときは、2 回目の再度入札の入札者（最低制限価格未満の入札金額を提示した者を除く。）のうち入札金額と予定価格との開差が概ね 10%以内で見積書の提出を希望する者から見積書を徴するものとする。

#### 3 契約の相手方の決定

上記 1 により見積書を徴したときは、予定価格の制限の範囲内で最低金額の見積書を提出したものを契約の相手方とする。

#### 4 見積経過の報告

上記 1 により随意契約を締結したときは、入札不調に係る随意契約締結報告（別記様式）により、契約事務を担当する課長に見積経過を報告するものとする。

### 附 則

この取扱いは、平成 11 年 4 月 1 日以降に執行される入札から適用する。

### 附 則

この取扱いは、平成 26 年 2 月 19 日から施行する。